

地方バス補助事業（生活交通路線 維持国庫補助金）

ねらい

生活交通路線である広域的・幹線的なバス路線の運行の維持のための補助対象路線について、市町村合併により補助対象外とならないよう措置。

概要

生活交通路線として必要なバス路線のうち、広域的・幹線的なバス路線の運行の維持等を図るため、地域協議会の結果に基づいて都道府県の定める一定の要件の下で、最も少ない補助金で運行する乗り合いバス事業者に対して、都道府県を通じて助成を行う。

生活交通路線（路線維持費補助・車両購入費補助）

以下のすべてに該当すること。

- ・複数の市町村にまたがり、キロ程が10 km以上
- ・1日当たりの輸送量が15人～150人
- ・1日当たりの運行回数が3回以上

支援措置

補助の要件として、路線が複数市町村にまたがるものとしているが、この要件の決定は、平成13年3月31日における市町村の状態に応じて決定するものとする。

施策・事業の枠組み

事業主体
乗合バス事業者

ながれ



スケジュール

12月 申請

翌年3月 交付決定・額の確定